

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年8月1日～ 2025年7月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に個別の面接を実施し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和4年8月～ 全社員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和4年8月～ 育休取得予定者に制度の概要や育休取得の手続き等、事務手続き等の個人の面接を行う

目標2：男性の育児休業取得を推進する。

<対策>

- 2022年08月～ 男性も育児休業を取得できる等、育児・介護休業法の制度周知
育児休業取得予定者にリーフレットを作成し制度周知
- 2023年01月～ 育児・介護休業法の制度再周知
再度、リーフレットを用い制度再周知